

件名	愛媛県安心こども基金条例の一部を改正する条例
主管課	男女参画・子育て支援課
根拠法令等	

【改正の概要】

国から「安心こども基金」の実施期限が「令和12年3月31日」まで延長されるよう連絡があったことに伴い、基金の設置期限を延長するための改正

○附則第2項の改正

この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

(改正後) 令和12年3月31日

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

◇基金の状況

(単位：千円)

項 目		金 額
積立額	平成20～令和4年度 国交付金	7,364,801
	平成20～令和4年度 運用利息等	25,531
	計	7,390,332
取崩額	平成20～令和4年度 取崩額	6,263,691
令和4年度末執行残		1,126,641

※運用利息には、市町等からの返還金1,362千円を含む。